

岩手県議会告示第1号

岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県議会議長 佐々木 博

岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年岩手県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
様式第1号（第3条関係）		様式第1号（第3条関係）	
[略]		[略]	
岩手県議会議長 様		岩手県議会議長 様	
住所又は居所		郵便番号 住所又は居所	
氏名		ふりがな 氏名	
連絡先（電話番号）		連絡先（電話番号）	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
開示の実施の方法		開示の実施の方法	
1 [略]	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付）	1 [略]	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付） <u>（複製物の区分</u> <input type="checkbox"/> フレキシブルデ ィスクカートリッ ジ（FD） <input type="checkbox"/> 光 ディスク（CD- R） <input type="checkbox"/> 光ディス クカートリッジ（ MO） <input type="checkbox"/> 録音テ ープ <input type="checkbox"/> ビデオテ ープ）
[略]	[略]	[略]	[略]
個人情報の本人の状 況等（法定代理人又 は遺族による請求の 場合に記載）	[略]	個人情報の本人の状 況等（法定代理人又 は遺族による請求の 場合に記載）	[略]
	本人の氏名	ふりがな	本人の氏名
	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	
様式第2号（第12条関係）		様式第2号（第12条関係）	

[略]

岩手県議会議長

様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]
	本人の氏名
	[略]

[略]

様式第3号（第13条関係）

[略]

岩手県議会議長

様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]
	本人の氏名
	[略]

[略]

様式第4号（第14条関係）

[略]

岩手県議会議長

様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況	[略]

[略]

岩手県議会議長

様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第3号（第13条関係）

[略]

岩手県議会議長

様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況等（法定代理人又は遺族による請求の場合に記載）	[略]	
	ふりがな	
	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第4号（第14条関係）

[略]

岩手県議会議長

様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況	[略]

況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	本人の氏名	
	[略]	

[略]

様式第5号（第15条関係）

[略]

岩手県議会議長

様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]	
個人情報の本人の状況	[略]
況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	本人の氏名
	[略]

[略]

況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	ふりがな	
	本人の氏名	
[略]		

[略]

様式第5号（第15条関係）

[略]

岩手県議会議長

様

郵便番号

住所又は居所

ふりがな

氏名

連絡先（電話番号）

[略]

[略]		
個人情報の本人の状況	[略]	
況等（法定代理人又は遺族による申出の場合に記載）	ふりがな	
	本人の氏名	
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程に定める様式は、この告示の施行の日以後に提出する請求書及び申出書について適用し、同日前に提出した請求書及び申出書については、なお従前の例による。
- この告示による改正前の岩手県議会が保有する個人情報の保護に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。